

登録研修機関業務規程

事業所名	日本福祉大学社会福祉総合研修センター	事業者番号	2310002
所在地	〒460-0012 名古屋市中区千代田 5-22-35 日本福祉大学名古屋キャンパス内		
連絡先・ 相談窓口	部署名	事業所名に同じ	職氏名 板野真里
	電話番号	052-242-3069	FAX 番号 052-242-3020
	E-mail	ckjimu@ml.n-fukushi.ac.jp	

1 研修について

研 修 事 業 名	2026 年度 第 2 号研修・不特定多数の者対象 介護職員等によるたんの吸引等研修事業		
研 修 の 目 的	平成 24 年度から施行の介護職員等によるたんの吸引等の制度化について、特別養護老人ホーム等の施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等をおこなうことができる介護職員等養成を目的とする		
実 施 期 間	2026 年 5 月 27 日 ～ 2027 年 2 月 10 日		
実 施 場 所	1. 講義	日本福祉大学社会福祉総合研修センター (日本福祉大学名古屋キャンパス南館 701 教室 702 教室)	
	2. 演習	日本福祉大学社会福祉総合研修センター (日本福祉大学名古屋キャンパス南館 701 教室 702 教室)	
	3. 実地研修	「特別養護老人ホーム瑞光の里」、「ナーシングホームほほえみ五城」、 「特別養護老人ホーム安立荘」等、実地研修にふさわしい条件整備がされ、かつ、日本福祉大学と実地研修委託契約を締結した施設	
受 講 資 格	①特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害者（児）施設等、居宅サービス事業所等に勤務の介護職員等（介護福祉士を含む）の方で、たん吸引等を必要とする利用者がいる等、業務上本講習受講が必要で、所定のカリキュラムをすべて受講できる方 ②介護職員等で、所定のカリキュラムをすべて受講できる方		
受 講 定 員	60 名（基本研修及び実地研修 30 名、実地研修のみ 30 名）		
そ の 他	本研修のうち、基本研修において申込みが 5 名に満たない場合は、開催を取りやめる		

2 研修のカリキュラムについて

(1) 研修課程

	第 1 号研修	喀痰吸引及び経管栄養のすべて(不特定多数の者対象)
○	第 2 号研修	喀痰吸引及び経管栄養のすべての行為について行為ごと(不特定多数の者対象)
	第 3 号研修	各喀痰吸引等行為の個別研修(特定の者対象)

※実施する課程に○を記載してください。

(2) カリキュラム表(別紙 1 参照)

3 受講申込みにについて

費用は全て税込

受講料	1. 講義	65,000 円	・免除の有無にかかわらず、一律 38,000 円(資料送付代含) (テキスト代別 2,420 円)
	2. 演習		・免除の有無にかかわらず、一律 27,000 円
	3. 保険料	上記金額に含まれます	
	4. 実地研修	自身で手配	受講生が実地研修先を確保する場合：20,000 円（事務管理費）
		本学仲介	①社会福祉総合研修センターが実地研修先を確保する場合：45,000 円（事務管理費）+20,000 円×実地研修行為数 ②実地研修に関わる経費（交通費・食費等）は受講生負担とする <講義、演習を本学以外で修了された方のみ> ①社会福祉総合研修センターが実地研修先を確保する場合：45,000 円（事務管理費）+10,000 円（手技確認費）+30,000 円×実地研修行為数 ②実地研修に関わる経費（交通費・食費等）は受講生負担とする ※実地研修前に別途、手技確認を行う ※実地研修オリエンテーションへの参加を原則とする
受講科目の一部免除	免除の有無	有 無	
	対 象 者	①「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成 22 年 4 月 1 日医政発第 0401 第 17 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切におこなうために必要な知識および技術に関する研修を修了した者 ②平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者 ③「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について」（平成 23 年度 10 月 6 日老発 1006 第 1 号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者 ④平成 24 年度以降に「たん吸引等研修第 1 号・第 2 号研修」を受講するも、やむを得ず修了しなかったため、「一部履修証明書」を持つ者 ⑤介護福祉士養成機関等で「医療的ケア」の講義・演習を履修した者 ⑥不特定の者対象で一部の行為に対して修了した者又は、認定特定行為従事者認定証を交付された者	
	免 除 科 目	対象者①基本研修の演習のうち、「口腔内喀痰吸引演習」および実地研修のうち「口腔内喀痰吸引演習」 対象者②基本研修（講義）、基本研修（演習）および実地研修（実地研修を修了した行為に限る） 対象者③基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）および実地研修（実地研修を修了した行為に限る） 対象者④平成 24 年度以降に受講した「たんの吸引等研修 第 1 号・第 2 号研修」において履修済みの研修科目 対象者⑤実地研修以外の講義・演習のすべて 対象者⑥不特定の者対象で一部の行為に対して修了した行為又は認定特定行為従事者認定証（不特定の者対象）を交付された行為	
	申 込 方 法	応募の際、対象者①～③、⑤は研修の「修了証明書」「履修証明書」の写し、④は「一部履修証明書」の写し、⑥は「修了証明書」又は「認定特定行為認定証」の写しを添えて申し込む ※①～⑥の対象者として申請したものの、当センターの選考段階で非該当とみなされる場合があるので所有する証明書類と上記の制度との関係を確認すること（上記以外の証明書類提出を求める場合がある）	

支 払 方 法	受講料を研修開始前に所定の口座へ振り込む
解約・返金	①受講料入金後、受講生（施設）からの申し出によるキャンセルの場合、返金には応じない。 ②受講途中に当センターならびに実地研修実施機関の判断で受講中止を決定した場合に限り、一部返金する（振込手数料は受講生負担とする） ③手技確認において不合格となった場合は、手技確認に要した費用の返金には応じない
受講申込の 手続きにつ いて	①募集要項にもとづき、所定の申込書類を期限までに当センターへ提出すること ②受講料入金をもって正式決定とする
受講者決定 の方法につ いて	申込書類の内容にもとづき、定員設定にかかわらず、実地研修の受け入れ状況や、研修受講の必要性等を勘案した上で、選考をおこなうものとする

4 受講にあたっての注意事項等

遅刻・早退・欠席の取扱いについて	遅 刻	原則不可 ただし、やむを得ない事情によるものと判断された場合は下記補講を課す
	早 退	同上
	欠 席	同上
補講について	実施の有無	有 ・ 無
	補講の方法	1) 講義 別日程を設定し講義を実施（要補講料） 筆記試験再試験：定められた予備日において筆記試験を実施（要再試験料） ※ただし筆記試験再試験は、原則として1回限りとする 2) 演習 別日程を設定し演習を実施（要補講料） 演習不合格で補講の場合には、本学主催の演習学習会に参加の上で補講を受ける（要補講料・要演習学習会参加費） 3) 実地研修 仲介の場合のみ事前に設定された日程から更に実地研修日を1日単位で追加（要補講料）
	補講等の費用	1) 講義 欠席時間数（0.5時間単位）×5,000円 ※公共交通機関の遅延証明書が提出された場合は無料とする 筆記試験再試験料：1回5,000円 2) 演習 1科目（行為）につき10,000円 演習学習会：1科目（行為）につき10,000円 3) 実地研修 追加1日単位につき10,000円

評価方法 および評価基準等 について	【講義】 ①講義終了後の筆記試験の実施により、総得点の9割以上得点者（30問／60分）を合格とする ②筆記試験の再試験は、原則1回限りとし、再試験を実施しても合格できない場合には、受講中止を指示する（あらためて受講登録行い、講義を受けなおすことを前提とする） 【演習】 ①全ての行為ごとに定められた実施回数（5回）以上の演習を実施した上で、評価票の全ての項目についての講師の評価結果が、「介護職員によるたんの吸引及び経管栄養のケア実施の手引きの手順どおりに実施できている」となった場合に、演習の修了を認める ②演習の実施回数は各行為とも、いずれも最大9回までとし、9回を超えても合格できない場合には演習の補講を指示する ③演習の補講を受けるためには別途「演習学習会」の受講を義務づける ④演習の補講においても③の評価基準を準用し、各行為とも最大9回まで実施するが、9回を超えても合格できない場合には受講中止を指示する 【手技確認】 ※本学仲介希望者で、当センター以外で基本研修を修了している方のみ対象 ①評価票に基づき、実地研修で必要とする各行為の手技確認を行う ②手技確認の上限回数は各行為最大9回までとし、9回行って合格とならない場合は、受講中止を指示する ③9回行うまでに合格となれば手技確認を修了とする 【実地研修】 ①各ケアの種類ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、評価票のすべての項目についての医師または指導看護師等の評価結果が、「介護職員によるたんの吸引及び経管栄養のケア実施の手引きの手順どおりに実施できている」となった場合であって、次に掲げる基準をいずれも満たす場合に修了を認定する 一 当該ケアにおいて最終的な累積成功率が70%以上であること 二 当該ケアにおいて最終3回のケアの実施において不合格が1回もないこと
実地研修 について	【全ての受講生】 1) 日本福祉大学と実地研修施設との間で委託契約を締結するものとする。なお、実地研修施設は、「別紙2」に示す要件を満たしていることを基本とする 2) 実地研修での受講生の取り組みは以下のとおりとする ①受講生は、実習教育と実習指導において要求される資質と能力を事前に可能なかぎり身につけるよう努めるものとする ②受講生は、実習において要求される専門的知識・技術・価値及び態度に関して、当センターにおける実習教育に基づいて学習しなければならない ③受講生は、実習指導者の指導の下に実習プログラムについて真摯に取り組むものとする ④受講生は、個人情報保護法や社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、実習において要求される守秘義務や信用失墜行為防止義務、さらに誠実義務を果たすものとする 3) 実習中に以下のような事態が生じた場合、実習中止の措置をとることがある ①自然災害等不測の事態が発生した場合 ②受講生の重大なルール違反（就業規則並びにそれに準ずる実習のルールへの違反） ③利用者への加害行為・人権侵害行為 ④心身の事由による実習継続困難 ⑤守秘義務違反及び信用失墜行為（社会福祉士及び介護福祉士法） ⑥受講生に行った指摘に対して適切に対応しなかったとき ⑦その他、実習機関が実習受け入れ困難と認めるとき ⑧その他、当センターが実習実施困難と認めるとき ⑨新型コロナウイルス感染症に関して、実地研修先施設での感染者が確認されたとき、受講者が感染したとき 【本学が実地研修先を仲介する場合】 ①実地研修先の事業種別ならびに研修場所、研修日程は選択できない（原則として、実地研修実施の1ヵ月前までには実地研修先ならびに研修日程を提示する） ②実地研修希望者が多数の場合、受講生の業務上の必要度を勘案し、実地研修の日程などを調整することがある ③実習中止の措置を取る場合には、受講生本人ならびに受講生所属機関長への通知を行う ④実習中止の後の振替研修については実施しない（基本研修までの一部履修証明書を発行する）

修了認定の方法について	2015年4月1日施行の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正に基づき、第二号研修は、修了した実地研修ごとに研修修了の認定を受けることができる 受講生がのちに追加の実地研修を受講する際、基本研修や演習、修了済の実地研修について一部履修免除ができる
受講の取消しについて	次に該当する者は、受講の決定を取り消すことがある ①遅刻、早退、欠席の甚だしい者 ②受講態度不良でカリキュラムの進行を妨げ再三の指導にもかかわらずこれに従わない者 ③学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者 ④他受講者への迷惑となる行為を行う者 ⑤その他、当センターが受講取り消しの必要性を認める者
証明書の再発行について	紛失等による再発行は、有償（手数料2,000円）とする

5 その他

(1) 研修委員会の設置 ①当センター内において研修の安全実施および修得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、「喀痰吸引等研修実施委員会」（以下 委員会）を整備し、必要に応じ開催する ②委員会の構成員は、医師1名、看護師1名、研修講師複数名、実地研修施設代表者1名、実施機関研修担当者1名とする ③委員長は互選とする ④委員長の許可にもとづき、上記以外の出席を認めることがある
(2) 安全管理のための体制 ①実地研修の実施にあたっては、「実地研修実施要項」を実地研修をおこなう全ての施設へ配付し、周知する。指導看護師向け研修を行うなど安全管理に関わる情報提供を行う ②実地研修の実施にあたっては、医師による実地研修指示書の取得を行う ③実地研修の実施にあたっては、実地研修実施施設におけるヒヤリ・ハット事例を蓄積し、研修委員会で、安全管理体制について協議する。また、基本研修（講義）時にも事例を紹介し、安全管理について注意を促し、介護職員等による喀痰吸引等の安全管理体制について促進する ④実地研修での万一の事故に備え、受講者全員に損害賠償保険への加入を義務付けるものとする
(3) 業務に関して知り得た秘密の保持 ①研修事業運営上知り得た受講者に係る秘密は厳守する ②研修受講者が実習等において知り得た個人の秘密を他に漏洩しないよう、十分な事前及び事後指導を行うものとする
(4) 研修の延期・中止及び苦情への対応 ①自然災害等不測の事態により研修が中断された場合は、予定修了期日までに補講日を設定し、補講をおこなう ②同上の理由にて延期の場合は、開講時期を明確にして早期に研修を再開する ③苦情等相談時の連絡先は、日本福祉大学社会福祉総合研修センター 担当 板野 (TEL: 052-242-3069 FAX: 052-242-3020) とする

カリキュラム(省令別表第二号研修(不特定多数の者対象))

科目番号	科 目 名	時 間	演習又は実地研修 の 実 施 方 法
1 基本研修(講義50時間、演習)			
201	人間と社会	1.5	
202	保健医療制度とチーム医療	2.0	
203	安全な療養生活	4.0	
204	清潔保持と感染予防	2.5	
205	健康状態の把握	3.0	
206	高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	11.0	
207	高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	8.0	
208	高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	10.0	
209	高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	8.0	
221	口腔内の喀痰吸引	5回以上	会場にて シミュレータを 用いての演習
222	鼻腔内の喀痰吸引	5回以上	
223	気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上	
224	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上	
225	経鼻経管栄養	5回以上	
226	救急蘇生法	1回以上	会場にてAEDを用 いての演習
2 実地研修			
231	口腔内の喀痰吸引	10回以上	指導看護師の 指導のもと、 利用者を対象として 実施
232	鼻腔内の喀痰吸引	20回以上	
233	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上	
234	気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上	
235	経鼻経管栄養	20回以上	

実地研修を行うための実地研修施設要件一覧

要 件
1. 利用者本人（実地研修協力者）のたん吸引等について医師から指示書が出されている
2. 利用者本人（実地研修協力者）とその家族から書面による同意を得ることができる
3. 医療・介護等関係者による連携体制がある
4. 介護職員等数名につき 1 人以上の指導看護師（原則 国や県主催の指導看護師講習（不特定の者対象）を修了していること。准看護師は不可）の配置が可能である ※訪問介護事業者にあたっては訪問看護事業者との連携の上、実地研修の場において介護職員等数名につき 1 人以上指導看護師の確保が可能である場合を含む
5. 有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等においては、常勤の看護師の配置または医療連携体制加算をとっている
6. 過去 5 年以内に都道府県から介護保険法第 91 条の 2 に基づく勧告、命令および第 92 条に基づく指定の効力の停止（障害者自立支援法、児童福祉法等による同様の勧告等を含む）を受けたことがない
7. 施設/事業者の責任者および職員が実地研修の実施に協力できる
8. 利用者の健康状態について、配置医または実施施設と連携している医師、指導看護師および介護職員等の参加のもと、技術の手順書が整備されている
9. 実施施設の施設長が最終的な責任をもって安全の確保のための体制の整備を行うため、施設長の統括のもとで、関係者からなる安全委員会が設置されている
10. 指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されている
11. ヒヤリ・ハット事例の蓄積・分析など、施設長、配置医または実施施設と連携している医師、指導看護師、介護職員等の参加のもとで、実施体制の評価・検証をおこなうこと
12. 緊急時の対応の手順が予め定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に配置医または実施施設と連携している医師、指導看護師との連絡体制が構築されている
13. 施設内の感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意されている